

第4回定時株主総会 招集ご通知

ご来場自粛のお願い

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクが存在していることを鑑み、本株主総会は例年よりも規模を縮小し、時間も大幅に短縮する方向で調整させていただきたく、書面またはインターネットにより、事前に議決権行使をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

総会ご出席者へのおみやげは参加できない方との公平性を保つため、今回からご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。また、例年行っておりました株主懇親会も今回から開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。来場される際は、本招集ご通知の5頁に記載の内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

開催日時

2020年8月12日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催場所

札幌市中央区南十条西三丁目1番1号
札幌パークホテル
3階「パークホール」

目次

第4回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	
第7号議案 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する議決制限付株式の付与のための報酬決定の件	
事業報告	28
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告書	51
株主総会会場ご案内図	

議決権行使についてのご案内

株主総会へご出席いただける場合



開催日時 2020年8月12日(水) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本冊子をご持参ください。



株主総会にご出席いただけない場合

<郵送で議決権を行使される場合>



行使期限 2020年8月11日(火) 午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご投函ください。

<インターネットで議決権を行使される場合>



行使期限 2020年8月11日(火) 午後6時まで

次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、議案に対する賛否をご送信ください。

[詳しくは次ページをご覧ください。▶](#)

【ご注意事項：議決権の重複行使について】

- ① インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

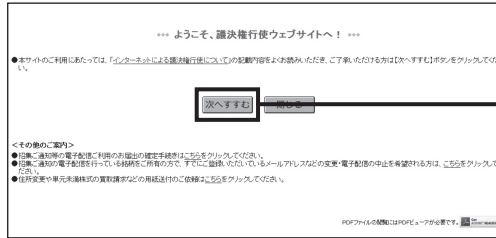
インターネットによる議決権行使について

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

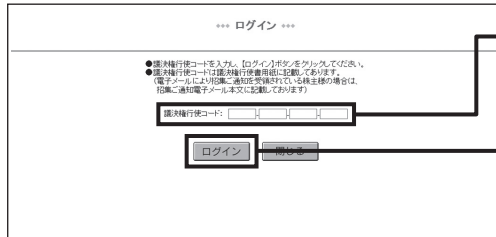
<https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

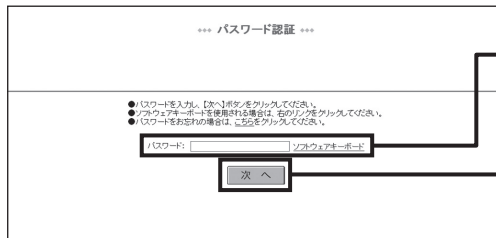
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」
をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力
ください。



「パスワード」を
入力

「次へ」を
クリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 通信料金（電話料金）などが必要となる場合があります。これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使に関するパソコン等の
操作方法がご不明な場合

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

上記以外の場合

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
☎ 0120-782-031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

以上

(証券コード 3544)
2020年7月21日

株 主 各 位

札幌市北区太平三条一丁目2番18号
サツドラホールディングス株式会社
代表取締役社長 富 山 浩 樹

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクが存在していることを鑑み、本株主総会は例年よりも規模を縮小し、時間も大幅に短縮する方向で調整させていただきたく、書面またはインターネットにより、事前に議決権行使をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、当議決権行使につきましては、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年8月11日（火曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、2頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月12日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 札幌市中央区南十条西三丁目1番1号
札幌パークホテル 3階 「パークホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第4期（2019年5月16日から2020年5月15日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（2019年5月16日から2020年5月15日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
2. 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://satudora-hd.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面に記載のもののほか、上記のインターネット上の当社のウェブサイトに掲載された事項も含まれております。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://satudora-hd.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

4. 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、当社定款第17条の定めにより委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください(代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限らせていただきます)。
5. ご来場の際、体温測定をさせていただき、発熱、体調不良等症状のある方は入場をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
6. 座席間隔を広く保つため、入場を制限させていただくことがございます。
7. 総会ご出席者へのおみやげは参加できない方との公平性を保つため、今回からご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
8. 例年行っておりました事業説明会ですが、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から今年度は開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。
9. 例年行っておりました株主懇親会は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点及び会場の混雑によって安全性の確保が非常に難しくなってきたために、今回から開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまの負託に応え、将来にわたり安定的な配当を実施することを、経営の重要政策と考えております。

また、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、新規事業への投資など将来の企業価値を高めるための投資に活用する方針であります。なお、期末配当を以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 28円

総額 128,646,728円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年8月13日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること等を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (商号) 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。 (1)～(32) (条文省略) (新設) (新設) 2 <u>(33) 前各号に附帯関連する一切の事業</u> (条文省略) (本店所在地) 第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告方法) 第5条 (条文省略) 第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)</p>	<p>第1章 総則 (商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。 (1)～(32) (現行どおり) <u>(33) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務</u> <u>(34) シェアオフィスの運営及び管理</u> <u>(35) 前各号に附帯関連する一切の事業</u> 2 (現行どおり) (本店所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 (公告方法) 第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は10名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略) (取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長及びその他の役付取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定) 第29条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長及びその他の役付取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定) 第30条 (現行どおり)</p>

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	(削 除)
(監査役の員数)	(削 除)
第30条 当会社の監査役は5名以内とする。	
(監査役の選任)	(削 除)
第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(補欠監査役の予選の効力)	(削 除)
第32条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	
(監査役の任期)	(削 除)
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	
(監査役会の招集手続)	(削 除)
第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
(常勤の監査役)	(削 除)
第35条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の決議方法)	(削 除)
第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
(監査役会の議事録)	(削 除)
第37条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。	

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会はその決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人 第41条～第43条 (条文省略) 第7章 計 算 第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>以 上</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 第36条～第38条 (現行どおり) 第7章 計 算 第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任限定に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第4回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>以 上</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の答申を受けております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	とみ やま むつ ひろ 富 山 睦 浩 (1947年10月3日生)	1983年4月 株式会社サッポロドラッグストア設立 代表取締役社長 2015年5月 同社代表取締役会長（現任） 2016年8月 当社設立代表取締役会長（現任） 2017年9月 VISIT MARKETING株式会社 (現 株式会社リージョナルマーケティング) 設立代表取締役会長 (重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストア代表取締役会長 株式会社トミーコーポレーション代表取締役社長	117,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当業界、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。また、事業子会社である株式会社サッポロドラッグストア設立以降、同社代表取締役ならびに2016年8月からは当社代表取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	とみ やま ひろ き 富山浩樹 (1976年9月5日生)	1999年4月 株式会社ダイカ(現 株式会社あらた)入社 2007年10月 株式会社サッポロドラッグストア入社 2009年10月 同社業務改革推進室長 2010年4月 同社営業本部長 2011年5月 同社取締役 2012年5月 同社常務取締役 2012年5月 株式会社サッポロドラッグサポート(現 Creare株式会社)取締役 2013年8月 株式会社リージョナルマーケティング代表取締役社長 2014年5月 Creare株式会社代表取締役社長 2015年5月 株式会社サッポロドラッグストア代表取締役社長(現任) 2016年2月 株式会社エゾデン取締役副社長(現任) 2016年8月 当社設立代表取締役社長(現任) 2017年5月 GRIT WORKS株式会社代表取締役会長 2017年7月 AI TOKYO LAB株式会社 (現 AWL株式会社)代表取締役会長 2018年12月 株式会社シーラクス代表取締役会長 2019年7月 株式会社リージョナルマーケティング代表取締役会長(現任) 株式会社シーラクス取締役(現任) GRIT WORKS株式会社取締役会長(現任) AWL株式会社取締役CMO(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストア代表取締役社長 株式会社リージョナルマーケティング代表取締役会長 GRIT WORKS株式会社取締役会長 株式会社エゾデン取締役副社長 AWL株式会社取締役CMO 株式会社シーラクス取締役	117,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当業界、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。2011年5月から事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの取締役ならびに2016年8月からは当社代表取締役として企業経営に従事し、職務を適切に執行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	とみ やま みつ ね 富山光恵 (1949年1月1日生)	1983年4月 株式会社サッポロドラッグストア入社取締役 2002年6月 同社取締役副社長(現任) 2016年8月 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストア取締役副社長	39,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。また、事業子会社である株式会社サッポロドラッグストア設立以降、同社取締役ならびに2016年8月からは当社取締役副社長として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。			
4	やま と や さとる 大和谷 悟 (1959年9月13日生)	1987年3月 株式会社マツヒロ入社 1995年4月 同社総務部長 2002年9月 株式会社サッポロドラッグストア入社 2003年11月 同社経営企画室長 2005年6月 同社執行役員 2007年4月 同社総務部長兼経営企画室長 2009年4月 同社開発本部長(現任) 2009年6月 同社取締役 2012年5月 株式会社サッポロドラッグサポート(現Creare株式会社)取締役 2012年9月 株式会社サッポロドラッグストア店舗開発室ゼネラルマネジャー (2014年2月名称変更により店舗開発部ゼネラルマネジャー) 2015年5月 同社常務取締役(現任) 2016年8月 当社常務取締役(現任) 2017年9月 VISIT MARKETING株式会社(現株式会社リージョナルマーケティング)取締役 2020年5月 株式会社シーラクス監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストア常務取締役開発本部長 株式会社シーラクス監査役	6,700株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。2009年6月から事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの取締役、開発部門の責任者ならびに2016年8月からは当社常務取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">たか だ ひろし 高 田 裕 (1964年1月20日生)</p>	<p>1986年4月 株式会社コクミン入社 1988年10月 株式会社サッポロドラッグストア入社 2007年6月 同社執行役員店舗運営部長(2010年4月名称変更により店舗運営部ゼネラルマネジャー) 2011年5月 同社取締役 2011年12月 同社営業副本部長兼店舗運営部ゼネラルマネジャー 2012年5月 株式会社サッポロドラッグサポート(現Creare株式会社)取締役(現任) 2014年2月 株式会社サッポロドラッグストア営業副本部長兼調剤運営部ゼネラルマネジャー 2015年2月 同社教育部ゼネラルマネジャー 2015年5月 同社常務取締役営業副本部長 2016年8月 当社常務取締役(現任) 2017年8月 台湾札幌薬粧有限公司董事(現任) 2019年5月 株式会社サッポロドラッグストア常務取締役事業統括副本部長兼ドラッグストア事業部ディビジョンマネジャー 2020年5月 同社常務取締役ドラッグストア事業本部・ウェルネス事業本部・グローバル事業本部担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストア常務取締役ドラッグストア事業本部・ウェルネス事業本部・グローバル事業本部担当 Creare株式会社取締役 台湾札幌薬粧有限公司董事</p>	5,400株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。2011年5月から事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの取締役、営業部門の責任者ならびに2016年8月からは当社常務取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">よしだとしや 吉田俊哉 (1963年3月13日生)</p>	<p>1986年4月 新神戸電機株式会社入社 1991年4月 コンビ株式会社入社 2005年4月 同社経営企画室長 2007年7月 同社経営企画部長 2009年4月 同社執行役員財務部長 2015年3月 株式会社銭高組入社 常務役員総合企画部長 2015年11月 KMアルミニウム株式会社入社 管理本部付部長 2016年4月 同社取締役経営企画部部長 2017年6月 同社常務執行役員管理本部長 2017年11月 鬼怒川ゴム工業株式会社入社 執行役員グローバル管理担当 2018年11月 当社入社 執行役員社長付 2019年5月 当社Chief Financial Officer 執行役員経営管理グループグループリーダー 2019年5月 株式会社サッポロドラッグストアマネジ メントサービス本部長 2019年8月 同社常務取締役マネジメントサービス本部長 2019年8月 当社最高財務責任者（現任） 2019年8月 当社常務取締役管理担当（現任） 2019年8月 当社経営管理グループグループリーダー 2020年5月 株式会社サッポロドラッグストア常務取 締役マネジメントサービス本部担当（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストア常務取締役マネジ メントサービス本部担当</p>	一株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、グローバル企業を含む数社における役員及び管理責任者として、主に経営企画、財務、その他管理部門に従事し、豊富な経験と高度な見識を有しております。2019年8月からは当社常務取締役ならびに事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの常務取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者富山睦浩氏は、株式会社トミーコーポレーションの代表取締役社長であり、当社事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアとの間で店舗の不動産及び設備の賃借取引があります。
2. 取締役候補者富山浩樹氏は、当社事業子会社である株式会社リージョナルマーケティングの代表取締役会長を兼務しており、当社と同社の間には、WeChatPay一部加盟店の同社債務について、当社が連帯保証を行う等の取引があります。また、当社事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの代表取締役社長を兼務しており、同社と株式会社リージョナルマーケティングの両社においてポイントカードに係る事業の請負取引があります。同氏は当社事業子会社であるGRIT WORKS株式会社の取締役会長及び株式会社シーラクスの取締役を兼務しており、当社とGRIT WORKS株式会社及び株式会社シーラクスのそれぞれとの間において、限度額内の金銭貸付契約を締結しております。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の答申を受けております。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	遠藤良治 (1948年3月21日生)	1971年4月 株式会社西武百貨店 (現 株式会社そごう・西武) 入社 1991年9月 同社関連事業部付部長 1996年8月 株式会社ロフト取締役 2002年3月 同社取締役常務執行役員 2008年3月 同社代表取締役常務執行役員 2008年5月 同社代表取締役社長執行役員社長 2013年9月 同社顧問 2014年5月 株式会社サッポロドラッグストアー社外取締役 2015年6月 株式会社サガミチェーン (現 株式会社サガミホールディングス) 社外取締役 (現任) 2016年8月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サガミホールディングス社外取締役	2,500株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 同氏は、他社における企業経営者及び社外取締役としての豊富な経験と見識を有しております。2014年5月から事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアー、2016年8月からは当社の社外取締役として独立性をもって経営に参画いただいております。同氏の経験等を生かし、引き継ぎ、当社の経営全般に有効な助言をいただくことにより、当社の意思決定の健全性・透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの強化などに生かしたく、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
2	せきねじゆん 関 根 純 (1947年6月1日生)	1970年 4 月 株式会社伊勢丹(現 株式会社三越伊勢丹)入 社 2000年 6 月 同社取締役 2002年 4 月 同社常務執行役員営業本部本店長 2005年 11月 同社執行役員 株式会社丸井今井専務執行役員 2009年 8 月 株式会社丸井今井(現 株式会社札幌丸井三 越) 代表取締役社長執行役員 2011年 5 月 スターバックスコーヒージャパン株式会社 顧問 2011年 6 月 同社代表取締役最高経営責任者(CEO) 2017年 8 月 当社社外取締役(現任)	1,500株
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、他社における企業経営者としての豊富な経験と見識を有しております。2017年8月から当社の社外取締役として独立性をもって経営に参画いただいております。同氏の経験等を生かし、引き続き当社の経営全般に有効な助言をいただくことにより、当社の意思決定の健全性・透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの強化などに生かしたく、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	やまもと あき ひこ 山本 明彦 (1958年1月10日生)	1980年4月 株式会社北海道銀行入行 1999年8月 同社旭ヶ丘支店長 2000年9月 株式会社ソフトフロントCFO 2005年8月 同社非常勤取締役 2005年9月 山本コンサルティングオフィス設立代表 (現任) 2006年12月 ジグソー株式会社 (現 JIG-SAW株式会社) 社外監査役 2006年12月 インフォテリア株式会社社外監査役 2012年5月 株式会社北の達人コーポレーション社外取 締役 2013年5月 株式会社サッポロドラッグストアー社外監 査役 2016年3月 ジグソー株式会社 (現 JIG-SAW株式会社) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2016年8月 当社社外監査役 (現任) 2017年5月 G R I T W O R K S 株式会社監査役 (現 任) 2017年6月 A I T O K Y O L A B 株式会社 (現 A W L 株式会社) 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 山本コンサルティングオフィス代表 JIG-SAW株式会社社外取締役 (監査等委員) G R I T W O R K S 株式会社監査役 A W L 株式会社監査役	1,300株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] これまでの当社及び他社における社外監査役としての実績を踏まえ、コンサルティング業における経営者として企業経営に対する十分な見識をもとに、監査体制に生かしていただき、取締役の職務の執行の監査及び経営全般の監視に有効な助言をいただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	かわ かみ かず お 川上和夫 (1954年9月12日生)	1973年4月 札幌国税局採用 2003年7月 中川税務署副署長(名古屋国税局) 2005年7月 札幌国税局総務部企画課長 2007年7月 紋別税務署長 2008年7月 札幌国税局課税第二部資料調査課長 2009年7月 札幌国税局課税第二部法人課税課長 2011年7月 札幌国税局総務部人事第一課長 2013年7月 札幌北税務署長 2014年7月 札幌国税局課税第二部長 2015年11月 川上和夫税理士事務所 所長(現任) 2016年5月 株式会社サッポロドラッグストアー社外監査役 2016年8月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 川上和夫税理士事務所 所長	1,100株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] これまで培ってきた税務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査体制に生かしていただき、取締役の職務の執行の監査及び経営全般の監視に有効な助言をいただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。			

- (注) 1. 遠藤良治氏、関根純氏、山本明彦氏及び川上和夫氏は、社外取締役候補者であります。当社は、遠藤良治氏、関根純氏、山本明彦氏及び川上和夫氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の規則に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。遠藤良治氏、関根純氏、山本明彦氏及び川上和夫氏が選任された場合には、同様に、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規則に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に引き続き指定する予定であります。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、遠藤良治氏及び関根純氏との間において取締役として、山本明彦氏及び川上和夫氏との間において監査役として、それぞれ任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が定める額を責任の限度額として限定する旨の責任限定契約を締結しており、遠藤良治氏、関根純氏、山本明彦氏及び川上和夫氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で取締役として、本契約と同様の契約を継続又は締結する予定であります。
3. 遠藤良治氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 関根純氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 山本明彦氏及び川上和夫氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年8月9日開催の第1回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額につきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額170百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は8名（うち、社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額40百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年8月9日開催の第1回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が承認可決されますと当社は監査等委員会設置会社へ移行し、移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額170百万円以内となります。また、当社の社外取締役を除く取締役に対するストックオプションに関する報酬限度額につきましては、2018年8月9日開催の第2回定時株主総会において、対象取締役に付与する新株予約権の個数を80個以内にご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。なお、当社は対象取締役に對するインセンティブとして、ストックオプションを過去発行しておりましたが、その報酬枠を廃止するとともに、今後の発行は行わないことといたします。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち、社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年19,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所

における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年5月16日から
2020年5月15日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済につきまして、期間前半は、国際的な貿易問題や中国経済の減速、慢性的な労働力不足等弱さが見られたものの、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直し等により、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、期間後半に入ると新型コロナウイルス感染症の拡大による訪日外国人の激減等により、国内経済は急激に悪化し、現在も景気の先行きに対し予断を許さない状況にあります。これに加えて、「第4次産業革命」における先進テクノロジーの戦略的な有効活用は、今後の企業の成長や存続に大きな影響を及ぼす状況となっております。

ドラッグストア業界におきましては、消費者の健康志向の高まり等を背景に市場規模が拡大する一方、競合他社との出店競争の加速、大手企業の統合や業界再編、業界の垣根を超えた販売競争の激化、消費者の節約志向による熾烈な価格競争、人手不足による人件費の増加や物流コストの上昇等、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が継続しております。

このような状況を踏まえ、当社グループは、これらの経営環境の変化を更なる成長機会と捉え、現在を「第2創業期」と位置付け、ドラッグストア事業を中心とする既存事業の拡充に加えて、マーケティング会社、IT関連会社、教育関連会社をグループ化することにより、リアル店舗を持つ強みを活かした新規事業への進出を図ることでグループ全体の成長を目指しております。

しかしながら、新規事業での追加コストの発生や収益モデル化の遅れ等に加えて、既存事業でも国際情勢の悪化や、新型コロナウイルス感染症の拡大によるインバウンド需要の急減等、想定していなかった事象も発生しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は893億4百万円（前年同期比5.5%増）、営業利益は8億20百万円（前年同期比90.7%増）、経常利益は8億85百万円（前年同期比97.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億15百万円（前年同期比293.6%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

当社グループは「小売事業」の単一セグメントでありましたが、経営管理体制の見直しに伴う経営資源配分の決定方法及び業績評価方法の類似性・関連性を踏まえ、事業区分及び事業活動の実態を適切に表すとともに、事業内容を明瞭に表示する目的で、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を「リテール事業」「ITソリューション事業」に変更しております。

セグメントの業績数値は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んで記載しております。また、以下の前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

<リテール事業>

リテール事業に関しましては、主に北海道内でのドミナント化を目指したドラッグストアフォーマットでのチェーン展開と訪日外国人が多く訪れる観光地等でのインバウンドフォーマットの運営を行っております。

出店状況は、別表のとおりとなっております。また、営業面ではエブリデー・セイム・ロープライスを中心とする低価格戦略を継続するとともに、当期より地域の健康プラットフォーム化を目指したウェルネス事業部を新設し、ドラッグストアや調剤薬局の枠を超えた健康サービスの提供に取り組むことで差別化を図っております。

これらの結果、ドラッグストアフォーマットの売上高は堅調に推移いたしました。これに対し、インバウンドフォーマットの売上高は、日韓関係の悪化等に加え、1月下旬以降の新型コロナウイルス感染症の拡大による訪日外国人観光客の減少等により、低調に推移いたしました。

以上の結果、リテール事業は、セグメント売上高889億37百万円（前年同期比5.6%増）、セグメント利益7億63百万円（前年同期比98.6%増）となりました。

また、当社は2019年12月に生活協同組合コープさっぽろと包括業務提携契約を締結し、提携内容を協議・推進する機関として任意団体「北海道MD機構」を設置した上で、物流の再構築をはじめ包括的な取組みを進めることにより、北海道経済の活性化や道民の利便性向上、及び両社の企業・事業価値向上を目指しております。

(出店状況)

店舗区分	フォーマット区分	2019年5月度	増加	減少	2020年5月度
ドラッグストア 店舗	ドラッグストア フォーマット	175店舗	4店舗	7店舗	172店舗
	インバウンド フォーマット	29店舗	1店舗	5店舗	25店舗
調剤薬局店舗	門前調剤	10店舗	-店舗	-店舗	10店舗
その他の店舗	北海道くらし百貨店	4店舗	-店舗	1店舗	3店舗
国内 計		218店舗	5店舗	13店舗	210店舗
ドラッグストア店舗 (台湾)		5店舗	1店舗	6店舗 (注)	-店舗
合計		223店舗	6店舗	19店舗	210店舗

(注) 当社グループと勝霖薬品股份有限公司との間での業務提携契約により、当社グループの運営店舗は減少いたしました。

<ITソリューション事業>

ITソリューション事業に関しましては、当社グループ向けに開発した技術をもとに、ユーザー目線での課題解決を目指したPOSアプリケーション等の販売を行っております。POSアプリケーション関連では、既存取引先への軽減税率対応やキャッシュレス化に向けた開発等を行っております。

なお、AWL 株式会社について、株式の一部を2019年9月20日公表の「連結子会社の異動（子会社株式の譲渡）及びAWL 株式会社との業務提携締結に関するお知らせ」のとおり、2019年9月30日付にて譲渡し、AWL 株式会社及び当該会社の100%子会社であるAWL VIETNAM CO., LTDを当社連結から除外いたしました。

以上の結果、ITソリューション事業は、セグメント売上高1億23百万円（前年同期比66.3%減）、セグメント損失55百万円（前年同期はセグメント損失23百万円）となりました。

<その他事業>

その他事業に関しましては、主に、共通ポイントや多様なQR決済を利用した地域密着のマーケティングサービス、インバウンド関連のノウハウを活用した支援サービス、小中学生向けのプログラミングスクールの運営等を行っております。その他事業は、セグメント売上高6億50百万円（前年同期比33.1%増）、セグメント損失30百万円（前年同期はセグメント利益11百万円）となりました。

なお、当社グループは、グループ全体の適正な経営管理体制の観点から、2020年5月1日を効力発生日として、連結子会社である株式会社リージョナルマーケティングを存続会社としてVISIT MARKETING株式会社を吸収合併いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資等の主なものは本社屋新設費用及び新規出店5店舗の出店費用等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において長期借入金として、37億円の資金調達を行っております。

(4) 財産及び損益の状況**① 企業集団の財産及び損益の状況**

(単位:百万円)

区 分	第 1 期 2017年5月期	第 2 期 2018年5月期	第 3 期 2019年5月期	第 4 期 2020年5月期 (当連結会計年度)
売上高	87,844	78,482	84,649	89,304
経常利益	1,333	774	448	885
親会社株主に帰属する当期純利益	708	149	29	115
1株当たり当期純利益	154円26銭	32円58銭	6円40銭	25円19銭
総資産	30,331	33,008	35,867	36,642
純資産	8,398	8,391	8,463	8,251
1株当たり純資産額	1,821円54銭	1,819円02銭	1,799円97銭	1,787円69銭

(注) 1. 当社は、第1期において単独株式移転により完全子会社となった株式会社サッポロドラッグストアの連結計算書類を引き継いで作成し、そのため当社は9ヶ月間、連結子会社は15ヶ月間の会計期間になっております。

2. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	第 1 期 2017年5月期	第 2 期 2018年5月期	第 3 期 2019年5月期	第 4 期 2020年5月期 (当事業年度)
営業収益	732	388	756	822
経常利益	530	38	183	257
当期純利益	518	22	160	130
1株当たり当期純利益	109円33銭	4円65銭	33円87銭	28円39銭
総資産	8,993	8,855	8,634	8,639
純資産	8,935	8,791	8,513	8,517
1株当たり純資産額	1,884円24銭	1,853円87銭	1,852円82銭	1,853円21銭

(注) 1. 当社は、第1期において株式移転により2016年8月16日に設立したため会計期間は9ヶ月となっております。

2. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サッポロドラッグストアー	100百万円	100.0%	ドラッグストア及び保険調剤薬局等による医薬品、化粧品、日用品、食品等の販売業務
Creare 株式会社	10百万円	100.0% (100.0%)	物品の輸出入、製造、卸売、販売業務
株式会社リージョナルマーケティング	141百万円	80.0%	ポイントカード事業、決済サービス事業におけるマーケティング業務 インバウンド関連企業への各種仲介及びインバウンドマーケティング業務
GRIT WORKS 株式会社	10百万円	66.0%	POSシステム等の開発、販売、リース業務
台湾札幌薬粧有限公司	20百万 新台幣ドル	100.0% (100.0%)	卸売業務
株式会社シーラクス	25百万円	100.0%	学習塾及び語学学校の経営、教育に関するソフトウェアの開発、製作、販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の()内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。
 2. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 前連結会計年度末において連結子会社であったAWL 株式会社及びAWL VIETNAM CO., LTDは株式譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。
 4. 株式会社リージョナルマーケティングはVISIT MARKETING 株式会社を2020年5月1日付にて吸収合併いたしました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サッポロドラッグストアー	札幌市北区太平三条一丁目2番18号	8,095百万円	8,639百万円

(6) 対処すべき課題

当社グループの属するドラッグストア業界では、高齢化社会の進展とセルフメディケーションの浸透等にもともなう健康・美容へのニーズの高まり、医薬品販売等の規制緩和、お客さまの生活防衛意識の高まりなどを受け、業種・業態を超えた激しい競争が繰りひろげられるほか、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大によるインバウンド需要の急減等、その経営環境は激しさを増しております。

このような経営環境のもと、当社グループは、＜中期経営計画の推進＞＜コンプライアンス経営の徹底＞を積極的に取り組んでまいります。

＜中期経営計画の推進＞

2017年5月期から2021年5月期までの中期経営計画を策定し、そのテーマに「北海道の深掘りと次の成長への基盤づくり」を掲げ、以下の6つの重点取り組みを積極的に推進してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の脅威等、当社を取り巻く経営環境が大きく変化していることから、対象期間及び数値目標等について再度検討する必要性が出てきたため、見直しをいたします。詳細につきましては、開示が可能となった時点で、速やかに公表させていただきます。

(成長戦略)

① 強固なリージョナル・チェーンストアづくり

積極出店戦略によるドミナント化の深耕と店舗標準化による効率性の追求により、収益構造の抜本的な改善を図ります。また、「サツドラ」ブランドを強く確立することで、小売業全体の中での差別化を推進してまいります。

② リージョナル・プラットフォームづくり

北海道のヒトや企業との結びつきを地域マーケティングのプラットフォームと位置づけ、地域の経済インフラとして整備・拡充することで、全国企業にはできない地域密着のマーケティングによる差別化を図ってまいります。

③ アジアン・グローバルへの発信

今後も人口増加の見込まれるアジアに向け、北海道ブランドと「サツドラ」ブランドとを発信し、インバウンド向け店舗と越境EC取引などにより、インバウンド需要とアウトバウンド需要を積極的に取り込んでまいります。

④デジタルトランスフォーメーションの推進

昨今、AIやIoT、FinTech、Blockchainなどのテクノロジーの目覚ましい進化を背景に、その活用領域はバーチャルからリアルへ急速に拡大しております。こうした中、当社グループでは、これら先進のテクノロジーを経営に取り込むことで、生産性の向上に加え、新たなサービスを創出するなど、地域のお客さまへ「より便利な生活」を提供するため、積極的なテクノロジーの活用を推進してまいります。

(組織戦略)

⑤活躍しつづける人材育成

当社グループの成長を長期間にわたって支える人材を確保するため、配置転換計画などを含めた個人の成長機会を積極的に拡充するとともに、その成長を公正に評価するための人事評価制度を整備してまいります。

⑥多様性のある組織づくり

今後の経営環境の変化に対応するため、人種・性別・生活スタイルなどの異なる多様なヒトが参加し続けられる組織づくりと、当社グループの成長に合わせた役職員の処遇改善を図ってまいります。

<コンプライアンス経営の徹底>

社会的に企業内での不祥事が明らかとなり、大幅な企業価値の毀損を招く事態も増えております。こうした中、当社グループは、コンプライアンス経営の徹底を重視し、内部統制システムの整備に努めることで、社会から信頼される企業としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容 (2020年5月15日現在)

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行っております。なお、当社グループは、当社、連結子会社6社で構成され、主にドラッグストアと調剤薬局の運営を行うリテール事業を中心に、ITソリューション事業にてPOSアプリケーションの開発や販売などを行っております。

(8) 主要な営業所及び店舗 (2020年5月15日現在)

① 当 社

本 店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

② 子 会 社

株式会社サッポロドラッグストアー

本 店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

店 舗 210店舗

店舗の分布状況 (市町村名及び店舗数) は次のとおりであります。

市 町 村 名	店舗数	市 町 村 名	店舗数	市 町 村 名	店舗数
札幌市	76	北海道深川市	1	北海道上川郡清水町	1
北海道函館市	17	北海道富良野市	1	北海道河西郡芽室町	1
北海道小樽市	6	北海道伊達市	1	北海道広尾郡大樹町	1
北海道帯広市	6	北海道虻田郡倶知安町	2	北海道中川郡幕別町	1
北海道千歳市	6	北海道岩内郡岩内町	2	北海道中川郡池田町	1
北海道旭川市	5	北海道檜山郡江差町	2	北海道足寄郡足寄町	1
北海道釧路市	4	北海道網走郡美幌町	2	北海道釧路郡釧路町	1
北海道登別市	4	北海道河東郡音更町	2	北海道厚岸郡厚岸町	1
北海道恵庭市	4	北海道夕張郡栗山町	1	北海道川上郡標茶町	1
北海道北見市	3	北海道石狩郡当別町	1	北海道川上郡弟子屈町	1
北海道苫小牧市	3	北海道虻田郡二セコ町	1	北海道白糠郡白糠町	1
北海道稚内市	3	北海道余市郡余市町	1	北海道標津郡中標津町	1
北海道江別市	3	北海道有珠郡壮瞥町	1	北海道虻田郡留寿都村	1
北海道北広島市	3	北海道虻田郡洞爺湖町	1	北海道河西郡中札内村	1
北海道北斗市	3	北海道沙流郡日高町	1	千葉県柏市	1
北海道室蘭市	2	北海道浦河郡浦河町	1	福岡県福岡市	1
北海道留萌市	2	北海道日高郡新ひだか町	1	沖縄県那覇市	2
北海道根室市	2	北海道亀田郡七飯町	1	沖縄県豊見城市	1
北海道滝川市	2	北海道茅部郡森町	1	沖縄県中頭郡北谷町	1
北海道岩見沢市	1	北海道二海郡八雲町	1		
北海道網走市	1	北海道久遠郡せたな町	1		
北海道美唄市	1	北海道枝幸郡浜頓別町	1		
北海道紋別市	1	北海道利尻郡利尻町	1		
北海道士別市	1	北海道斜里郡斜里町	1		
北海道砂川市	1	北海道紋別郡遠軽町	1		

Creare株式会社

本店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

株式会社リージョナルマーケティング

本店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

事業所 札幌市中央区南2条西5丁目23番1号

GRITWORKS株式会社

本店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

事業所 千葉県印西市中央北一丁目3番地3

台湾札幌菓粧有限公司

本店 中華民國台北市内湖區港土乾路189号2楼

株式会社シーラクス

本店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

教室 2教室（札幌市、函館市）

(9) 従業員の状況 (2020年5月15日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,089名 (1,623名)	55名減 (34名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年5月15日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社北海道銀行	3,713
株式会社みずほ銀行	3,517
株式会社北洋銀行	1,301
株式会社商工組合中央金庫	1,065
大地みらい信用金庫	750

(注) 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2020年5月15日現在）

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 18,968,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,742,000株（うち自己株式147,474株） |
| ③ 株主数 | 7,423名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 ト ミ ー コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,377,700	29.98
ビ・ビ・イフ ファイナリティ ビューリガン ファイナリティ シーズ インテリジック ホルティエクス アンド	344,100	7.48
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	189,600	4.12
株 式 会 社 北 洋 銀 行	180,000	3.91
富 山 睦 浩	117,000	2.54
富 山 浩 樹	117,000	2.54
S D S 従 業 員 持 株 会	91,400	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	66,700	1.45
株 式 会 社 P A L T A C	60,000	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	57,900	1.26

- (注) 1. 大株主の株主名及び持株数は、株主名簿に基づき記載しており、自己株式は上記大株主からは除いておりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（4,594,526株）を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数
200個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 20,000株（新株予約権1個につき 100株）
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	個 数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回 (197,600円)	2021年4月11日 ～2024年4月10日	80個	6名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等新株予約権等の状況

- ・該当事項はありません。
- ・当社子会社役員及び従業員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	保 有 者 数
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	120個	13名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年5月15日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	富山 睦 浩	株式会社サッポロドラッグストア代表取締役会長 株式会社トミーコーポレーション代表取締役社長
代表取締役社長	富山 浩 樹	株式会社サッポロドラッグストア代表取締役社長 株式会社リージョナルマーケティング代表取締役会長 G R I T W O R K S 株式会社取締役会長 株式会社エゾデン取締役副社長 A W L 株式会社取締役CMO 株式会社シーラクス取締役
取締役副社長 常務取締役	富山 光 恵 大 和 谷 悟	株式会社サッポロドラッグストア取締役副社長 株式会社サッポロドラッグストア常務取締役開発本部長 株式会社シーラクス監査役
常務取締役	高 田 裕	株式会社サッポロドラッグストア常務取締役事業統括 本部長兼ドラッグストア事業部ディビジョンマネジャー C r e a r e 株式会社取締役 台湾札幌薬粧有限公司董事
常務取締役	吉 田 俊 哉	最高財務責任者 管理担当 経営管理グループグループリーダー 株式会社サッポロドラッグストア常務取締役マネジメントサービス本部長
取締役	遠 藤 良 治	株式会社サガミホールディングス社外取締役
取締役	関 根 純	
常勤監査役	田 村 輝 志	株式会社サッポロドラッグストア監査役
監査役	山 本 明 彦	山本コンサルティングオフィス代表 J I G - S A W 株式会社社外取締役 (監査等委員) G R I T W O R K S 株式会社監査役 A W L 株式会社監査役
監査役	川 上 和 夫	川上和夫税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役吉田俊哉氏は、2019年8月8日開催の第3回定時株主総会において新たに就任いたしました。
2. 取締役高野徹朗氏は、2019年8月8日をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役遠藤良治氏及び同関根純氏は、社外取締役であります。
4. 取締役遠藤良治氏及び同関根純氏は、企業経営における長年の経験と経済などに関する幅広い見識を有しております。
5. 取締役遠藤良治氏及び同関根純氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

6. 監査役山本明彦氏及び同川上和夫氏は、社外監査役であります。
7. 監査役山本明彦氏は、コンサルティング業における経営者として企業経営に対する十分な見識を有しております。また、監査役川上和夫氏は、税理士の資格を有しており、税務上の専門的観点、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役山本明彦氏及び同川上和夫氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
9. 2020年5月16日付にて、下記のとおり、一部の取締役の担当が変更となっております。

地 位	氏 名	担 当
常務取締役	吉田 俊哉	最高財務責任者 管理担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員及び常勤監査役並びに社外監査役全員と会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	74百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11百万円 (3百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4名)	86百万円 (14百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、2017年8月9日開催の第1回定時株主総会において年総額200百万円以内(うち、社外取締役30百万円以内)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬等の額は、2017年8月9日開催の第1回定時株主総会において年総額30百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の取締役の支給人員には、2019年8月8日開催の第3回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役6名 0百万円)を含んでおります。
5. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
6. 上記の他、社外役員が当社子会社等から受けた役員としての報酬額は60万円です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役の山本明彦氏は、山本コンサルティングオフィス代表であります。当社と同オフィスとの間には特別な関係はありません。

社外監査役の川上和夫氏は、川上和夫税理士事務所所長であります。当社と同所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の遠藤良治氏は、株式会社サガミホールディングスの社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役の山本明彦氏は、JIG-SAW株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	遠 藤 良 治	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。他社における企業経営者としての豊富な経験による見識に基づき、取締役会において経営意思決定の妥当性に関して、客観的な立場により適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	関 根 純	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。他社における企業経営者としての豊富な経験による見識に基づき、取締役会において経営意思決定の妥当性に関して、客観的な立場により適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	山 本 明 彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。他社における社外監査役の実績とこれまでの経験による見識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	川 上 和 夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識基準導入に係る助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年5月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,439	流 動 負 債	17,310
現金及び預金	1,518	買掛金	8,058
売掛金	1,922	短期借入金	2,500
商品	9,171	1年内返済予定の長期借入金	3,091
未収還付法人税等	7	未払金	1,861
その他	1,819	リース債務	98
固 定 資 産	22,193	未払法人税等	295
有 形 固 定 資 産	14,721	未払消費税等	150
建物及び構築物	7,078	賞与引当金	512
工具器具及び備品	876	その他	742
土地	5,168	固 定 負 債	11,080
リース資産	449	長期借入金	9,253
建設仮勘定	1,148	リース債務	380
無 形 固 定 資 産	418	退職給付に係る負債	517
ソフトウェア	337	資産除去債務	470
その他	80	その他	459
投 資 其 他 の 資 産	7,052	負 債 合 計	28,390
投資有価証券	71	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	5,681	株主資本	8,220
繰延税金資産	796	資本金	1,000
その他	580	資本剰余金	2,099
貸倒引当金	△76	利益剰余金	5,427
繰 延 資 産	9	自己株式	△306
創立費	9	その他の包括利益累計額	△6
資 産 合 計	36,642	その他有価証券評価差額金	3
		為替換算調整勘定	△4
		退職給付に係る調整累計額	△5
		新株予約権	2
		非支配株主持分	35
		純 資 産 合 計	8,251
		負 債 純 資 産 合 計	36,642

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年5月16日から
2020年5月15日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			89,304
売上原価			67,698
売上総利益			21,606
販売費及び一般管理費			20,785
営業利益			820
営業外収益			
受取利息及び配当金		25	
固定資産受贈益		42	
為替差益		1	
その他		92	161
営業外費用			
支払利息		71	
支払手数料		1	
営業費償却		6	
その他		17	96
経常利益			885
特別利益			
固定資産売却益		172	172
特別損失			
固定資産除却損		86	
固定資産売却損		9	
減損		354	
店舗閉鎖損		62	
関係会社株式売却損		85	
投資有価証券評価損		7	
税金等調整前当期純利益			605
法人税、住民税及び事業税		395	452
法人税等調整額		△46	349
当期純利益			102
非支配株主に帰属する当期純損失			12
親会社株主に帰属する当期純利益			115

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年5月16日から
2020年5月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	1,000	2,099	5,474	△305	8,267
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△128		△128
親会社株主に帰属する当期純利益			115		115
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連結除外による利益剰余金の減少額			△34		△34
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△47	△0	△47
当 期 末 残 高	1,000	2,099	5,427	△306	8,220

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	3	4	△5	2	0	193	8,463
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△128
親会社株主に帰属する当期純利益							115
自 己 株 式 の 取 得							△0
連結除外による利益剰余金の減少額							△34
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△0	△8	△0	△9	2	△157	△164
連結会計年度中の変動額合計	△0	△8	△0	△9	2	△157	△212
当 期 末 残 高	3	△4	△5	△6	2	35	8,251

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年5月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	314	流 動 負 債	122
現金及び預金	252	未払金	42
未収還付法人税等	5	未払費用	42
その他	56	未払法人税等	12
固 定 資 産	8,315	未払消費税等	21
有形固定資産	0	その他	3
器具備品	0	負 債 合 計	122
無形固定資産	8	純 資 産 の 部	
商標権	8	株 主 資 本	8,514
投資その他の資産	8,306	資本金	1,000
投資有価証券	2	資本剰余金	7,416
関係会社株式	8,281	資本準備金	250
繰延税金資産	22	その他資本剰余金	7,166
その他	0	利益剰余金	404
繰 延 資 産	9	その他利益剰余金	404
創立費	9	繰越利益剰余金	404
資 産 合 計	8,639	自 己 株 式	△306
		新 株 予 約 権	2
		純 資 産 合 計	8,517
		負 債 純 資 産 合 計	8,639

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年5月16日から
2020年5月15日まで)

(単位：百万円)

科		目		金		額	
営	業	収	益				822
営	業	費	用				558
営	業	業	利				263
営	業	外	収				
受		取	利		0		
そ			の		1		1
営	業	外	費				
創		立	費		7		
そ			の		0		7
経		常	利				257
特	別	損	失				
関	係	会	社	株	式	評	価
投	資	有	価	証	券	評	価
関	係	会	社	株	式	売	却
							92
税	引	前	当	期	純	利	益
法	人	税、	住	民	税	及	び
法	人	税	等	調	整		
当	期	純	利				164
							34
							△1
							130

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年5月16日から
2020年5月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,000	250	7,166	7,416
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	1,000	250	7,166	7,416

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余 金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	402	402	△305	8,512	0	8,513
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△128	△128		△128		△128
当 期 純 利 益	130	130		130		130
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					2	2
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1	1	△0	1	2	4
当 期 末 残 高	404	404	△306	8,514	2	8,517

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月2日

サツドラホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 雄一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴本 岳志 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サツドラホールディングス株式会社の2019年5月16日から2020年5月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サツドラホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月2日

サツドラホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 雄一 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴本 岳志 ㊟

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サツドラホールディングス株式会社の2019年5月16日から2020年5月15日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年5月16日から2020年5月15日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の主要な店舗において業務及び財産の調査を行ない、事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月3日

サツドラホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 田村輝志 ㊟

社外監査役 山本明彦 ㊟

社外監査役 川上和夫 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南十条西三丁目1番1号
札幌パークホテル 3階 「パークホール」
TEL. 011 (511) 3131 (代)



[交通機関]

■ JR「札幌駅」タクシー約15分

■ 地下鉄南北線「中島公園駅」1番・3番各出口徒歩約1分

(駐車スペースに限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。)

* 受付開始時刻は午前9時を予定しております。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。